

## 弔事規程

### 1. JCY関係者

			香典	弔電	生花	備考
日本連盟	会長	本人	3万円	○	○	副会長名発信
		血族一親等・配偶者	1万円	○	○	副会長名発信
	副会長	本人	3万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	○	
	常務理事	本人	2万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
	理事・監事	本人	2万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
	名誉会長	本人	1万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
	相談役	本人	1万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
	参与	本人	1万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
評議員	本人	1万円	○	○		
	血族一親等・配偶者	×	○	×		
委員	本人	1万円	○	○		
	血族一親等・配偶者	×	○	×		
地域連盟	会長・副会長・理事長	本人	1万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	×	○	×	
	理事	本人	×	○	×	
		血族一親等・配偶者	×	×	×	

\* 血族一親等：実の父母と子

### 2. 対外関係先

			香典	弔電	生花	備考
スポンサー 取引先	重要な関係先トップ (VIP)	本人	2万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	1万円	○	×	
関連団体	関係先キーマン (幹部)	本人	2万円	○	○	
		血族一親等・配偶者	×	○	×	

#### 備考

1. 上記扱いを原則とし、該当しない場合は都度、事務局より会長へ確認する。
2. 対応は本人とその一親等・配偶者に限る。
3. 発信は原則として会長名で行う。
4. 会長発信時の場合、同時に他役員名の発信は原則しないこととする。
5. 会長名で発信しない場合、内容に応じて、弔電のみ副会長または事務局長名にて対応可。  
但し、副会長または事務局長名で発信した場合、会長に事後報告をする。

#### 附則

1. 本規程は、平成23年4月1日から施行する。

改定  
2026年5月27日